

令和7年度

消防・防災（南海トラフ地震）
計画書



美波町立日和佐中学校

日和佐中学校消防・防災（南海トラフ地震）計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、防災管理についての必要な事項を定め、火災、震災（南海トラフ大地震又は南海トラフ地震臨時情報が発令される）その他の災害の予防を図り、災害発生時の生徒及び教職員の生命・身体の安全を確保し、学校の施設・設備の保全を図るとともに、地域社会の安全の形成に寄与することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 生徒及び教職員の生命の安全を第一とし、迅速かつ的確に対応する。
- (2) 教職員の役割を確認し、安全確保のための総力を結集する。
- (3) 情報を正確にとらえ、的確な状況判断のもとに明確な指示を与える。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図る。

第2章 防災対策組織

1 防災対策委員会

(1) 防災対策委員会の設置

- ・ 緊急事態に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため学校長を委員長とする防災対策委員会を設置する。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合または南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次の通りとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。
- ・ 委員は、防火管理者をはじめ、校長、教務主任、安全教育主任、学年担任、養護教諭をもって構成する。

(2) 予防管理組織

防火管理者のもとに、各普通教室及び特別教室等に火元責任者をおく。

(3) 審議事項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関する事。
- ② 生徒の安全、保護及び管理に関する事。
- ③ 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関する事。
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関する事。
- ⑤ 自衛防災組織及び予防管理組織に関する事。
- ⑥ 震災、火災、台風その他の災害対策に関する事。
- ⑦ 防災訓練とその実施方法等に関する事。
- ⑧ 防災教育とその実施方法等に関する事。
- ⑨ 情報連絡体制の整備に関する事。
- ⑩ 災害発生時の対応に関する事。
- ⑪ その他防災管理に関する事。

2 自衛防災隊

(1) 自衛防災隊の設置

災害が発生したときには、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、学校長を自衛防災隊長に、教頭を副隊長とし、日和佐中学校自衛防災隊を設置し、学校の防災活動にあたる。

(2) 自衛防災隊の設置は校長が決定する。

(3) 隊長は、防災活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- ① 避難開始時期の決定及び避難状況の把握をする。
- ② 各種災害を判断し自衛防災活動上必要な指揮、命令をする。
- ③ 地域の防災救援活動に対し、必要に応じて支援体制を組む。

(4) 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長が不在のときは、これを代行する。

(5) 各班は別表1に掲げる業務に従事する。

3 災害予防管理組織

平素における震災・火災等の防止，生徒及び校舎の安全確保，管理を図るため，防災対策委員会のもとに防災管理者（防火管理者を充てる。）を置き，以下のことを行う。

- (1) 防災管理者（防火管理者）には教頭を充てることとし，次の業務を行うものとする
 - ① 防災及び防火計画の作成，検討及び変更
 - ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具，危険物施設等の点検検査の実施及び監督
 - ③ 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
 - ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
 - ⑤ 増改築，修繕等の工事時における火災予防上の指導
 - ⑥ 生徒，職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
 - ⑦ 校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
 - ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
 - ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務
- (2) 防災管理者（防火管理者）は，次の業務について，消防組合への報告，届出等を行うものとする。
 - ① 消防計画の提出
 - ② 建築及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
 - ③ 増改築，修繕等を行うときの事前連絡
 - ④ 消防用設備等の点検結果の報告（点検は毎年・報告は3年に1回）
 - ⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
 - ⑥ 火元責任者に対する業務の指導及び監督
 - ⑦ 自主点検検査
 - ⑧ その他法令に基づく諸手続
- (3) 火元責任者は，次の業務を行うものとする。
 - ① 担当区域内の火気管理
 - ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
 - ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理及び地震後の点検，検査
 - ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
- (4) 校舎各階防災責任者及び火元責任者は，消防用設備等及び建物，火気使用設備器具，電気設備，地震等に備えた安全装置等について適正な機能を維持するため，定期的に点検検査を実施するものとする。
- (5) 校舎各階防災責任者及び火元責任者は，建物，火気使用設備器具，危険物施設等の検査を，次の事項に留意し，別に定める検査表により実施する。
 - ① 学校内の諸設備の転倒防止措置の適否，防災上必要な設備・器具・用具の配置の適否
 - ② 職員室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備器具の構造，管理の適否
 - ③ 理科室，家庭科室等の火気使用器具及び危険物，ガス等の貯蔵取扱い状況並びにその管理の適否，また，実験用各種材料等の保管の適否
 - ④ 冬季の暖房用ストーブの取扱い及び使用後の処理の適否
 - ⑤ 体育館等の照明装置の異常の有無
 - ⑥ 廊下，階段等の避難上障害となる物品等の有無
- (6) 自主点検検査は，別表2により行うものとする。なお，平素における外観的な点検については，各火元責任者が随時行うものとする。
- (7) 防災管理者（防火管理者）は，点検資格者及び火元責任者からの結果をまとめ，学校長に報告する。

第3章 防火対策

1 火災予防措置

- (1)防火管理者は、日頃から校舎の安全管理に留意し、安全点検を実施し、防火に関する教育を推進し、防火訓練の充実を図る。
- (2)防火管理者は、火災警報発令又はその他の事情により火災発生による危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。
- (3)火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ①火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと
 - ②火気使用器具は、使用前必ず点検し、安全を確認して使用すること。また、使用後安全措置を講ずるものとする。
 - ③火気使用器具の周囲は、常に整理整頓し可燃物を置かないこと、特に、ストーブを使用する場合は、「使用規定」等を遵守すること
- (4)学校施設を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。
 - ①避難口、廊下及び避難通路となる箇所に、避難上障害となる物品を置かないこと
 - ②廊下及び階段は、避難時につまづき、すべり等を生じないように維持しておくこと
 - ③その他火災予防及び人命上必要な事項

2 自衛防火活動

- (1)火災を発見した者は職員室に連絡し、連絡を受けた者は、直ちに消防機関に通報するとともに放送設備等を活用し、緊急放送等を行う。
- (2)消火班は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行う。
消火班は、年度始めに「消火機器配置図」を作成し、発火時に速やかに防火活動が行えるようにする。
- (3)避難誘導は、あらかじめ定められた避難経路により行う。避難誘導班は、避難経路については、年度始めに「避難経路図」を作成し、発火時に速やかに避難誘導ができるようにしておく。生徒の避難誘導の在り方については、別表3のとおりとする。
- (4)防護安全班は、建物、火気使用設備器具及びガス等について、次の安全措置を講ずる。
 - ①避難終了後の防火扉の確認
 - ②給食室、家庭科室及び理科室のガス栓の閉鎖及びガスボンベ等危険物の安全な場所への移動
 - ③暖房施設等の使用停止措置及び危険施設の安全措置
- (5)救助班は、発生と同時に次の活動を行うものとする。
 - ①生徒等の避難開始と同時に、校内を巡回し残留者の有無を確認する。
 - ②残留者がいた場合は、安全な階段を使用する等、適切な方法により救助に当たる。
- (6)救護班は、次の活動を行うものとする。
 - ①自衛防災本部と併設して救護所を設ける。
 - ②負傷者の応急措置を行うとともに、学年、氏名、負傷程度等を記録し、本部に報告する。
- (7)搬出班は、次の活動を行うものとする。
 - ①非常持ち出し、重要物品の搬出準備を行うとともに、搬出に当たる。
 - ②耐火金庫内の公簿等は搬出しない。鎮火後は金庫が冷えるまで絶対に開けない。
 - ③搬出物品の管理を行う。

- (8) 休日、夜間における防火活動
職員は次の活動を行うものとする。
- ① 火災を発見した場合は、消防機関へ連絡するとともに、職員連絡網により、関係者への連絡を行う。
 - ② 消火器等を利用し、初期消火活動を行う。
 - ③ 火災の状況により、定められた「非常持出品」の搬出に当たる。
- (9) 生徒等の避難誘導は担任又は教科担任が行うが、上の各班の業務分担は臨機応変に対応する。

第4章 防災教育及び防災訓練

1 防災教育等

- (1) 教職員に対する防災教育は、次の基本事項に基づき年間計画を作成し実施する。
- ① 地震、火災等に関する知識、予想される被害及び基本的な対処行動
 - ② 防災計画、消防計画に定める遵守事項について
 - ③ 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
 - ④ 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
 - ⑤ その他防災上必要な事項について
- (2) 生徒に対しては、次の基本的事項について、防災教育を実施するものとする。
- ① 地震、火災等による災害の基礎知識等について
 - ② 安全な避難方法及び避難訓練の重要性について
 - ③ 地震、火災等の予防について
 - ④ 煙及びガス等の危険性について
 - ⑤ 油類による火災発生の危険性について
- (3) 日常の指導
地震、火災等の災害を防止軽減するための時間帯に応じた具体的な対処行動を生徒によく理解させ、しっかり身につけさせるよう指導する。

2 防災訓練

- (1) 防災管理者は、前記の防災教育の年間計画とあわせて、職員及び生徒に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
- (2) 訓練時の生徒がとるべき基本行動は、参考例等により災害時には自然にその行動がとれるよう訓練し、習熟を図る。
- (3) 防火管理者は、避難誘導、自衛消防訓練をする場合は、事前に消防組合に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。(文書又はTELで、通知する。形として残る文書が望ましい。)

第5章 防火管理業務の一部委託

1. 委託者の氏名

夜間、休業日の消火管理については次に委託するものとする。

セコム株式会社 阿南営業所
住所 徳島県阿南市日開野町筒路15-1
TEL 0884-22-8470

2. 受託者の行う業務の範囲及び方法

(1) 受託している業務の範囲

遠隔移報方式・・・火災以上の遠隔監視及び現場確認業務
火災が発生した場合の初動措置

(2) 受託者の行う防火管理業務の方法

遠隔移報方式		
現場確認要員の待機場所		海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
到着所要時間		5分
委託する防火対象物の区域		校舎全域
委託する時間帯		18:00～翌7:00 休日は終日

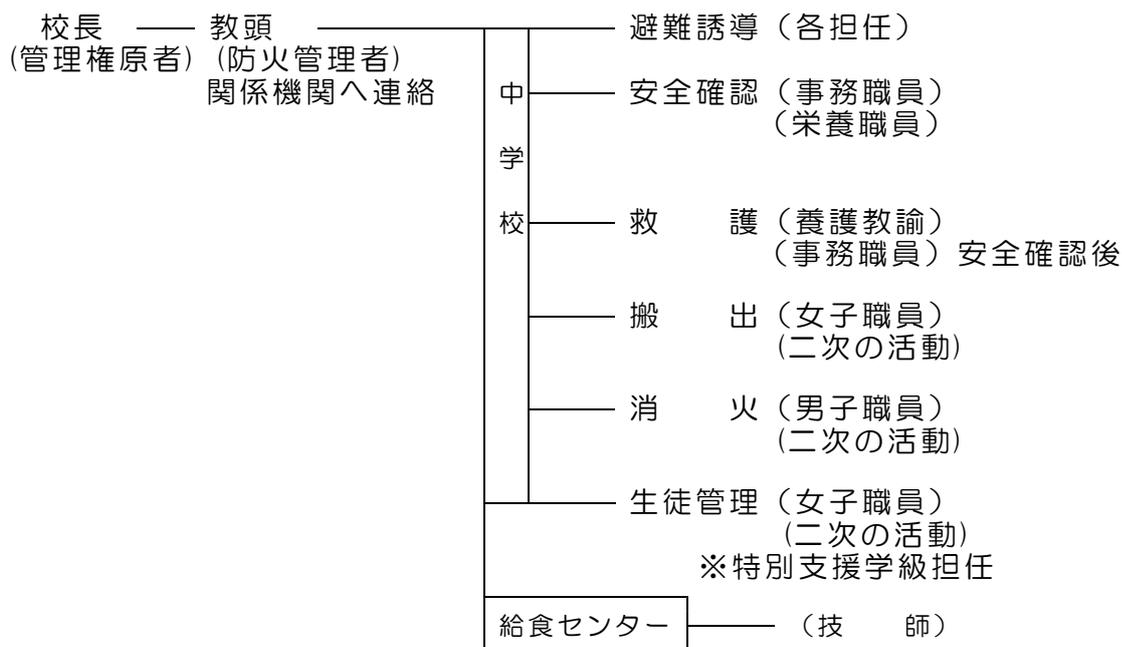
第6章 補 則

1 防災に備えるべき備品

防災管理者は、非常災害に備え、次のものを整備する。

- | | | |
|--------------|-----------|---------------|
| ① 救急救助備品 | ② 人員点呼用備品 | ③ 安全確認・誘導用備品 |
| ④ 情報収集・通信用備品 | ⑤ 消火用備品 | ⑥ 飲料用備品 ⑦ その他 |

別表1 (自衛防火防災組織)



別表 2-1 (自主点検検査)

実施区分	担当者
消火器 屋内消火栓	教務主任 生徒指導主任
火災報知器	安全教育主任

別表 2-2 (自主点検検査)

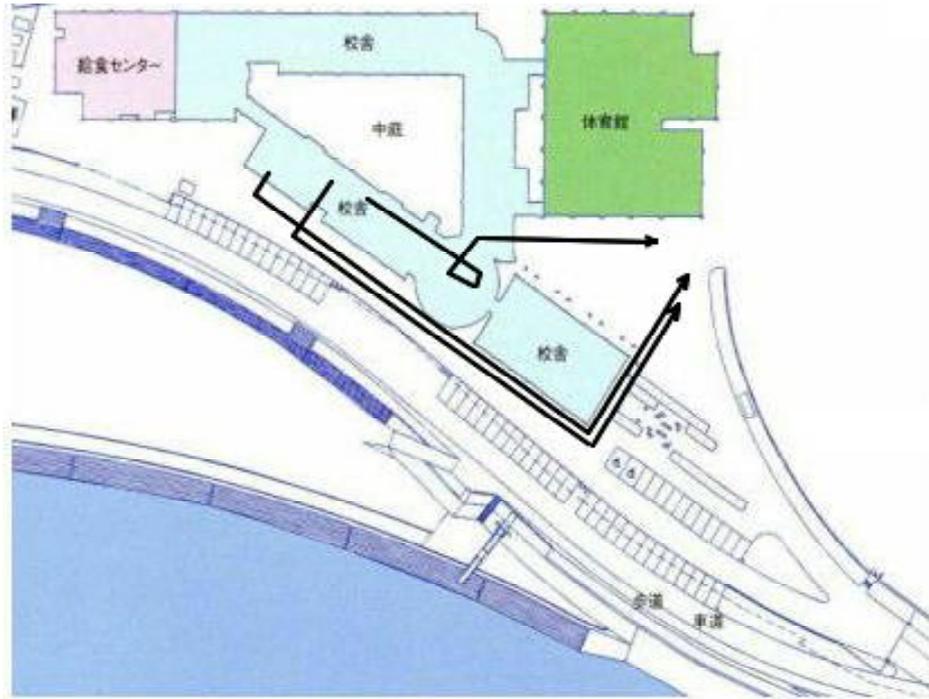
実施区分		担当者
建築物全般		教頭
火気使用 設備等	器具全般	教務主任
	ガス関係	家庭科主任
灯油(少量以下の貯蔵)		生徒指導主任
電気 設備	配電施設	視聴覚主任
	その他	理科主任

別表 2-3 (自主点検検査)

対象	時期
建築物	年1回 5月上旬
火気使用 設備等	毎週金曜日 火気使用前
灯油(少量以下の貯蔵)	随 時
電気設備	月1回業者に委託

避難経路図

避難場所及び避難経路(火災・地震)	
1 避難場所	グラウンド
2 避難経路	(給食センターより出火した場合) 3年 3年教室 → 外庭 → 駐車場 → グラウンド 2年 2年教室 → さくらホールの階段 → 生徒玄関 → グラウンド 1年 1年教室 → 多目的教室1横の階段 → 階段下出口 → 外庭 → グラウンド



【訓練
割分担】

時の役

- 全体指導……………影田校長
- 関連機関への連絡……………蛇目教頭
- 生徒誘導……………各担任
- 生徒把握……………各担任
- 救急措置……………岡澤養護助教諭
- 重要書類搬出……………蛇目教頭・喜井教務主任・加藤事務主事
- 火元点検……………東甫教諭
- 校舎内点検……………副担任
- 給食センター……………神里栄養教諭

※避難経路は、複数選定しておくことが望ましい。

別表3(避難時の基本行動)

災害種別等	生徒の基本行動
授業中校内火災	<ol style="list-style-type: none"> 1 すべての活動をやめて、静かに放送を聞く。 2 教師の指示があるまでは、勝手な行動をしない。 (シューズをきちんとはく。頭部を何かで保護する。) 3 教師の指示で、ハンカチを持ち、静かにすばやく廊下 に並ぶ。(学用品等は持たない。) 4 煙が出ている場合は、姿勢を低くしてハンカチを口と鼻 にあてる。 5 「おさない」「はしらない」「しゃべらない」の原則で行動し、 特に階段においては絶対に前の人を押さない。 6 外に出たら、教師を先頭にはや足で行動し、集合場所 では整列して座って指示があるまで待つ。
	1 校舎内にいる場合

<p>休憩中校内火災</p>	<p>① 放送及び教師の指示を聞き，指示通り静かに行動する。 ② 避難の途中で教室等に引き返さない。</p> <p>2 校舎外にいる場合 ① 放送及び教師の指示に従い，決められた集合場所に学級ごとに整列し，座って担任教師の来るのを静かに待つ。</p>
<p>授業中地震発生</p>	<p>1 揺れが収まるまで，机の下に体を入れて頭を保護する。</p> <p>2 教師の指示により校庭へ避難する場合は，火災時に準じ「お・は・し」の原則を守る。</p> <p>3 避難時は落下物から頭部を守るため，座布団や帽子等を利用する。</p>
<p>休憩中地震発生</p>	<p>1 校舎内にいる場合 ① 教室にいる場合は，ただちに机の下に体を入れてを防護する ② 廊下，体育館にいる場合は，ガラス窓から離れ，持ち物や腕等で頭部を守り低い姿勢で揺れの収まるのを待ち，教師の指示で教室にもどる。 ③ 便所等にいる場合は，ドアを開き②の行動をとる。</p> <p>2 校舎外にいる場合 ① 校舎や塀から離れ，頭部を守り低い姿勢をとる。 ② 揺れが収まりしだい決められた集合場所に学級ごとに整列し，座って担任教師の来るのを静かに待つ。</p>

防 火 責 任 者 一 覧 表

場 所	責 任 者	場 所	責 任 者
校 長 室	影 田 校 長	職 員 室	蛇 目 教 頭
放 送 室	蛇 目 教 頭	支 援 教 室 2	別 宮 教 諭
保 健 室	岡 澤 養 護 助 教 諭	生 徒 会 室	橋 本 教 諭
湯 沸 室	善 家 用 務 員	会 議 室	加 藤 主 事
カウソセリング室	喜 井 教 諭	支 援 教 室 1	東 甫 教 諭
1 年 教 室	田 穂 教 諭	支 援 教 室 3	高 原 助 教 員
2 年 教 室	後 藤 教 諭	デジタル教室	田 穂 教 諭
3 年 教 室	橋 本 教 諭	ラソチルーム	神 里 栄 養 教 諭
多 目 的 教 室 1	田 穂 教 諭	資 料 室 1・2	藤 川 教 諭
多 目 的 教 室 2	後 藤 教 諭	図 書 室	別 宮 教 諭
多 目 的 教 室 3	橋 本 教 諭	音 楽 室	篠 原 講 師
家 庭 科 室	原 田 教 諭	音 楽 準 備 室	篠 原 講 師
家 庭 科 準 備 室	原 田 教 諭	技 術 室	蛇 目 教 頭
大 会 議 室	加 藤 主 事	技 術 準 備 室	蛇 目 教 頭
		美 術 室	杉 谷 教 諭
第 1 理 科 室	後 藤 教 諭	美 術 準 備 室	杉 谷 教 諭
第 2 理 科 室	後 藤 教 諭	倉 庫 1・2 他	蛇 目 教 頭
理 科 準 備 室	後 藤 教 諭	各 部 室	各 顧 問
男 子 更 衣 室	高 原 助 教 員	学 校 給 食 セ ン タ ー	神 里 栄 養 教 諭
女 子 更 衣 室	善 家 用 務 員	各 階 便 所	岡 澤 養 護 助 教 諭
さ くら ホ ー ル	蛇 目 教 頭	剣 道 場 (ア-ナ)	高 原 助 教 員
体 育 館	田 穂 教 諭	グ ラ ウ ン ド	高 原 助 教 員
体 育 倉 庫	田 穂 教 諭	正 門 ・ フ ェ ン ス	蛇 目 教 頭
自 転 車 置 き 場	東 甫 教 諭	防 火 ・ 防 災 施 設	蛇 目 教 頭

日和佐中学校南海トラフ地震・津波防災規程

第1節 総則

(目的)

日和佐中学校・日和佐学校給食センター（以下「学校」という。）地震防災規程（以下「防災規程」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事柄その他地震防災対策上必要な事柄について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

南海トラフ地震が発生した場合または南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次の通りとし、その編成及び任務を別記1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長および副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長の権限)

隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもつ。
副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときまたは不在の時は、その職務を代理する。

(教職員の責務)

南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した教職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

防災規程の適用範囲

この防災規程は、学校に在学し又は勤務し若しくは出入りする者の全てに適用する。

第2節 震災予防対策及び応急用資機材の整備

1 予防対策

学校長は、地震の発生に伴う被害を軽減又は防止するため、日頃から次に掲げる予防対策に努めるものとする。

- (1)ロッカー、その他備品類の転倒・落下防止措置
- (2)火気使用設備・器具からの出火防止措置
- (3)危険物等の流出、漏えい防止措置
- (4)高所に置かれた重量物の低所への移動又は確実な固定
- (5)消防用設備、警報設備及び避難設備等の点検、整備
- (6)その他地震発生時の災害を軽減又は防止するために必要な措置

2 応急用資機材等の整備

地震発生時における避難、救護及び応急対策等必要な対処行動の円滑な実施を図るため、別記2に掲げる品目を備蓄又は保管するとともに、機能の保全を図るため、定期的に点検又は整備を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震対策

隊長等は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、学校内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 3 避難誘導班に児童の避難誘導にあたらせること。
- 4 児童および教職員を避難所に避難させること。
- 5 前号に掲げるほか、津波から避難に支障のない範囲で、地震による被害の発生防止または軽減を図るために必要な措置を行わせること。

（情報収集連絡班の業務）

情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。
- 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、児童、その他の教職員に伝えること。
- 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた児童・教職員に対する情報伝達のための例文、手段を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）

避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに指定の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、避難所までの児童の誘導を行い、避難完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、児童を避難誘導すること。
- 3 避難誘導の際には、必要に応じて拡声器等を用いて、避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 4 生徒の避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（その他不足の事態）

隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この防災計画通りに活動することが困難または適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに必要な指示を与えるものとする。

各般の班長は、班がこの消防計画通りに活動することが困難または適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災対策

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合）

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合）

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、地震防災隊は、隊長の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

地震防災隊の対応

（隊長等の業務）

隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報収集連絡班に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報の収集にあたること。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、避難誘導班に退避後の児童等に対する避難誘導にあたること。
- 4 前号に掲げるほか、後発の地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、建物内の状況等から防災に関する業務の終了が適当と判断したときは、地震防災隊へ防災に関する業務の終了を指示する。

（情報収集連絡班の業務）情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1 隊長の指示に基づき、ただちに南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 2 隊長の指示に基づき、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、児童及び教職員に知らせること。
- 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた児童・教職員に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震などの影響により寸断されること及び児童登校時間内・勤務時間外等の時間帯を考慮した伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 1 隊長の指示に基づき、速やかに所定の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、避難後の児童等を避難誘導すること。
- 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

- 4 生徒等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

火災に対する措置

地震により施設に火災が発生したときは、次の事項を基本として適切に対処するものとする。

- (1)火災発見者は、直ちに生徒の安全措置を講じた後、119番通報するとともに、周囲の教職員又は情報担当に通報するほか、これらの教職員等と協力し初期消火に努めるものとする。
- (2)情報担当は、学校長に速やかに状況を報告するとともに、緊急放送等により出火場所及び避難措置等について適切な指示を伝達するものとする。
- (3)避難誘導担当は、出火場所に急行し、携帯用拡声器等を使用して生徒を落ち着いて行動するよう避難誘導するとともに、負傷者及び所在不明者の確認を行い、学校長に報告するものとする。

地震又は津波からの避難等

地震又は津波からの避難は、別記3に掲げる避難場所及び避難経路によるほか、次によるものとする。

- (1)避難のための集合場所は、学校の2階教室とし、避難編成その他避難に必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2)避難誘導担当は、生徒の安全確保を図るため、次により迅速かつ的確に避難誘導を行うものとする。
 - ア 避難は、学校長の指示により行うものとする。
 - イ 避難に当たっては、逃げ遅れのないように、生徒を確実に掌握するものとする。
 - ウ 避難は、原則として徒歩によるものとする。
 - エ エレベーターによる避難は、原則として禁止するものとする。
 - オ 避難誘導に当たっては、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導するものとする。
 - カ 避難方向が、分かりにくいときは、要所に誘導員が立って、誘導するものとする。
 - キ 避難誘導は、生徒の先頭と最後尾に避難誘導担当等を配置して行うものとする。
 - ク 負傷者及び所在不明者の確認を行い、学校長に報告するものとする。
- (3)避難誘導に当たっては、各担当は、相互に連携協力し、円滑な避難誘導を行うものとする。

海岸又は河口付近における津波からの避難

- (1)教職員は、生徒が海岸又は河口付近にいるとき、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、速やかに生徒を掌握し、安全な場所に避難誘導するものとする。
- (2)避難が完了したときは、学校長に状況を報告するとともに、地震・津波に関する情報の収集を行うものとする。
- (3)学校等へは、学校長の指示又は十分な地震・津波情報に基づき、安全を確認した上で帰校等するものとする。
- (4)避難場所の特定については、日和佐道路北河内口付近とし、校門より出て、JR牟岐線の北河内駅前を通過し、北河内踏切を渡り、徒歩20分間（目標10分間）で避難する。（別紙3追加参照）

第5節 応急教育計画

学校長は、学校の諸施設、設備の被災状況、職員及び生徒等の住宅被災による通勤、通学状況、交通通信の状況等諸般の状況により、臨機応変に対応するため、応急教育計画を作成する。

1 施設設備の被害が軽微な場合

各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。

- 2 施設設備の被害が相当甚大である場合
安全な教室の使用又は特別教室，体育館等の転用により，合併授業等により授業を行う。
- 3 施設の使用が全面的に不可能な場合
近隣の安全な学校や公共施設等の利用，又は用地の確保が可能な場合は，仮設教室の建設等の方法により，授業を再開する。
- 4 教育活動再開に際しては，生徒の登下校の安全の確保に留意し，指導に当たっては，健康，安全教育及び生活指導に重点をおくこととする。
- 5 疎開した生徒については，教職員で分担して，地域毎の実情把握に努め，家庭訪問をするなどして指導に当たる。
- 6 学校長は，災害の推移を把握し，教育委員会と密接に連絡を取りながら早急に平常授業が行えるよう努めるとともに，学校再開の時期については，緊急連絡網やマスコミ等を活用し，早急に生徒及び保護者に連絡する。
- 7 登校した児童の人数に応じて次の段階を設ける。
 - (1)登校した生徒の人数が5割未満
 - ① 復旧に必要な日数を予想して臨時休校の期間を定める。
 - ② 登校した生徒で被災しなかった者は，学校の復旧活動にあたる。
 - (2)登校した児童の人数が5割以上7割未満で，学校の被災が僅少の場合
 - ① 午前中特別授業を行う。
 - ② 午後は校内復旧作業にあたる。
 - (3)登校した生徒の人数が7割以上で，学校施設が全面的に利用できる場合
 - ① 極力授業を行う。

第6節 情報連絡体制

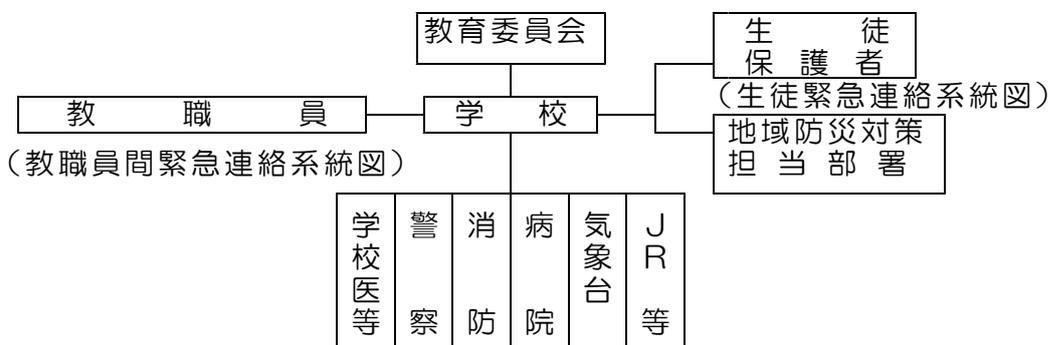
災害時に情報連絡が的確かつ円滑になされるよう日頃から教職員間，学校と保護者及び生徒の間，学校と教育委員会との間の情報連絡体制を整備し，緊急時の円滑な情報連絡体制を整える。

また，学校と地域災害対策担当部署との災害時における情報連絡体制を整備する。

- ※ ①教育委員会と学校との緊急連絡方法は，緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法も考慮するものとする。
- ②有線電話が使用不能又は交信不能の場合，県の防災無線や携帯電話等を活用し，緊急連絡が取れるように配慮する。

1 学校の緊急連絡体制

①学校の緊急連絡体制は，下図のとおりとする。



②教職員間の緊急連絡は緊急連絡網によりおこなう。

③生徒への緊急連絡は，マチコミメールや電話連絡によりおこなう。

第7節 避難所としての運営方策等

1 運営体制

教職員は、避難所支援のため次の業務を行う。

- ① 飲料水、食料等の分配
- ② 救援物資の管理
- ③ し尿、ゴミ等の処理などの衛生管理
- ④ 災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握
- ⑤ 避難者の名簿の作成・管理
- ⑥ 避難所内連絡
- ⑦ 自主組織の立ち上げ指導
- ⑧ ボランティアの組織化
- ⑨ 施設・設備の点検、立入禁止区域の設定
- ⑩ テント等の設営

2 初動体制

教職員は、別表2の最小限必要な防災組織を組織し、初動体制を整備する。

3 避難所としての施設使用

避難所としての施設の使用は、次の基本方針で対応する。

- (1) 避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能の回復を第一義とする。
- (2) 普通教室は、やむを得ない場合に限り適宜開放するが、学校教育活動の再開に備え一定数は確保する。
- (3) 理科実験室等の特別教室は、危険物も置かれているため、原則として避難所として使用しない。
- (4) 校長室、職員室、保健室、放送室は学校管理上必要なもので開放しない。

4 避難所運営組織づくりの支援

- (1) 避難所の運営本部長、副本部長などを避難者から選出し、基本的には自主的な運営組織を作るように助言する。
- (2) 避難所の生活の基本ルールを決めるように助言する。
- (3) 情報交換会議を毎日、定刻に実施する。

5 避難者の相談への協力

避難者への対応については、常に沈着冷静に行う。

6 地域との連携

災害時には、徳島県災害対策本部等との連携を密にし、地域の防災関係機関と連携して避難所としての役割等、適切な対応を図る。

第8節 防災訓練

1 防災訓練

学校長は、地震又は津波の発生時等において、生徒及び教職員が適切な判断のもと、避難等地震防災上必要な対応行動ができるよう、次により年1回以上防災訓練を実施するものとする。

- (1) 防災訓練は、別記4に掲げる計画により実施するものとする。
- (2) 防災訓練は、地震又は津波の発生時における適切な対応行動の習得を基本として実施するものとし、地域の特性や施設の立地条件等を十分考慮するとともに、多様な状況を想定した具体的な計画に基づき実施するものとする。
- (3) 防災訓練は、次に掲げる訓練項目を基本に実施するものとする。
 - ア 情報の収集・伝達訓練
 - イ 避難・誘導訓練
 - ウ 初期消火訓練
 - エ 応急救護訓練
 - オ 防災資機材取扱い等運用訓練
 - カ 前記ア～オを統合した総合訓練

- (4) 防災訓練は、防災関係機関、自主防災組織、地域住民等と積極的に連携して行うよう努めるものとする。
- (5) 防災訓練の実施後は、必ず訓練評価を行うとともに、必要に応じて防災訓練の内容及び方法並びに地震防災対策上必要な改善措置を講じるものとする。

第9節 防災教育

隊長が教職員等に対して行う教育は次による。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に教職員が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第10節 広報

隊長が児童・教職員に対して事前に行う広報は次による。

- 1 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に出火防止、児童同士が協力して行う避難行動、防災上とるべき行動に関する知識
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 3 正確な情報入手の方法
- 4 防災関係機関が講ずる災害応急対策などの内容
- 5 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 6 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別記1

〔教職員の配備体制〕

区 分	担 当 者 名
学 校 長	影田博徳
情 報 担 当	蛇目達男，喜井和子，加藤有貴
避難誘導担当	田穂裕輝，橋本 隼，篠原香代，松本七星 喜井和子，東甫英佑，別宮有希，高原 徹
応急対策担当	岡澤歩美，杉谷 操，神里 命，善家ゆかり

〔任 務〕

区 分	任 務 内 容
情 報 担 当	1. 地震，津波及び避難等に関する情報収集及び伝達に関すること 2. 防災関係機関との連絡調整 3. 非常持ち出し品の搬出に関すること

避難誘導担当	1. 避難誘導の実施に関すること 2. 避難対象者の掌握及び確認に関すること 3. 避難路、避難場所の安全確認及び障害の排除に関すること 4. 避難誘導資機材の搬出に関すること 5. その他避難誘導に必要な事項に関すること
応急対策担当	1. 学校の被災状況把握及び点検に関すること 2. 要救助者の救出に関すること 3. 二次災害の防止に必要な措置に関すること 4. 残地者の有無確認に関すること 5. 備蓄品、救助・救出用資機材の搬出に関すること 6. その他応急対策に必要な事項に関すること

別記2

〔備蓄品〕

備蓄品目	数量	備蓄場所
1. 飲料水（1人1日あたり3リットル）	90人×3日分	防災倉庫
2. 非常用食料（缶詰、乾パン等）	90人×3日分	防災倉庫
3. 応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ、ピンセット等）	3	保健室
4. 毛布	6	保健室
5. 簡易ベッド	2	保健室
6. 懐中電灯、予備乾電池	1	職員室
7. 携帯用ラジオ、予備乾電池		職員室
8. 無線機、予備乾電池	3	職員室
9. 携帯用拡声器	2	職員室

〔救助・救出用資機材〕

救助・救出用資機材品目	数量	保管場所
1. シャベル	5	農業用倉庫
2. つるはし	5	農業用倉庫
3. ジャッキ（オート用）		
4. ハンマー	3	農業用倉庫
5. バール	3	農業用倉庫
6. ロープ	2	倉庫1
7. ヘルメット	145	各教室
8. 軍手（又は皮手袋）	20	倉庫1

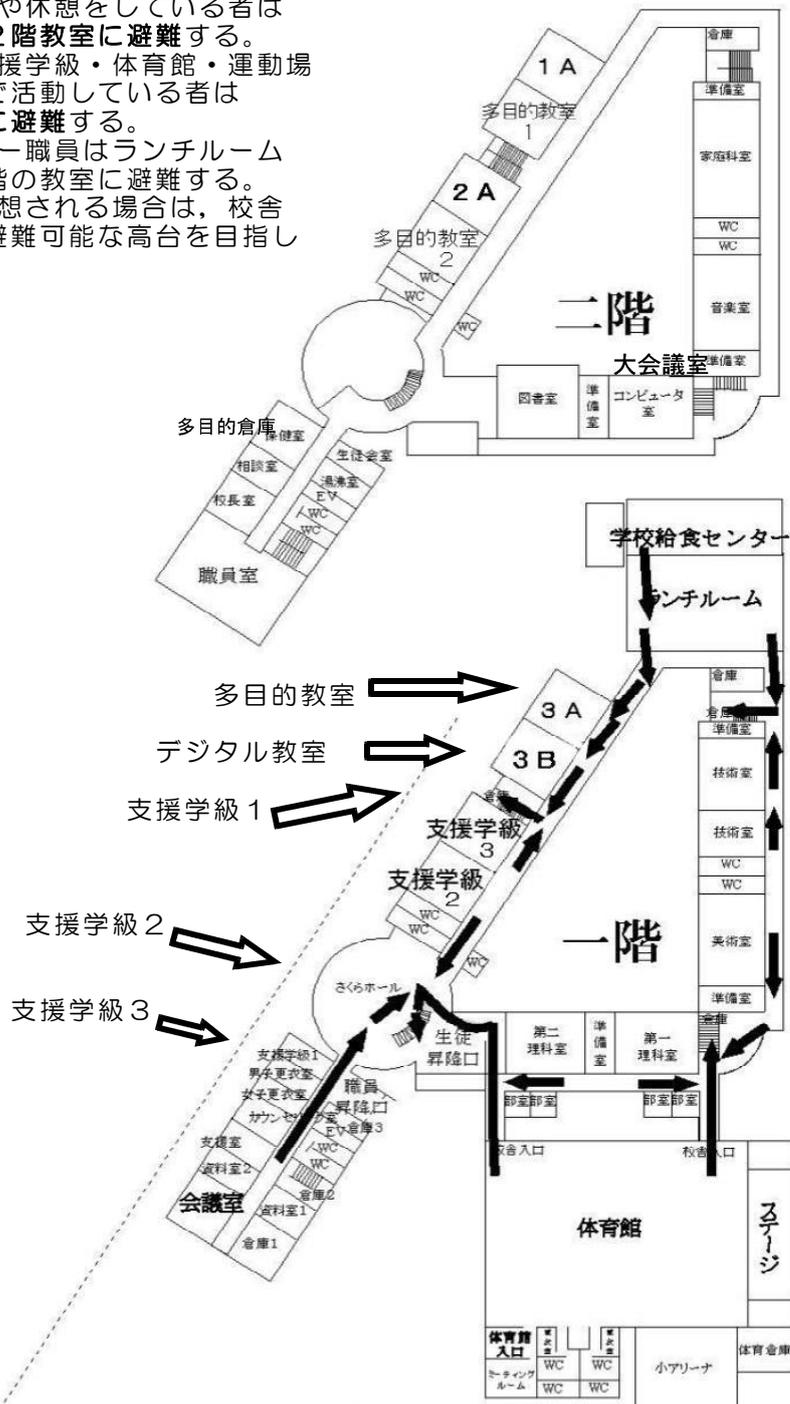
別記3

避難場所及び避難経路（津波発生の場合）

1 避難場所 校舎 2 階

2 避難経路 下図の校舎平面図参照

- 2階で授業や休憩をしている者は各クラスの**2階教室**に避難する。
- 3年生・支援学級・体育館・運動場など、1階で活動している者は**2階の教室**に避難する。
- 給食センター職員はランチルームを通り、2階の教室に避難する。
- 大津波が予想される場合は、校舎より出て、避難可能な高台を目指し避難する。



別記3追加（校舎外に出て高台を目指す場合）



<判断ポイント1> ①JRと国道の高架橋が落ちていないか
 落ちていない → Aコース 避難場所1へ
 落ちている → Bコース 避難場所1へ
 避難場所1（高規格道路入口の広い歩道）

②避難時間に余裕がない場合 → 避難場所5（大久保団地4階）

<判断ポイント2> ①避難時間に余裕がない場合 → 避難場所4（付近の高台の住宅）

<判断ポイント3> ①避難時間に余裕があるか？
 ない → 避難場所2（高規格道路の高台）
 ある → 避難場所3（阿南支援学校ひわさ分校）

別記4

〔防災等訓練〕

訓練の種類別	実施時期	訓練参加者	備考
消火訓練 避難訓練	9月, 11月 3月	全校生徒・全職員	
応急救護訓練 (心肺蘇生法)	7月	全校生徒・全職員	・海部消防組合に お願いして, 心肺蘇生 法を学ぶ。
情報の収集, 伝達 及び報告訓練	9月, 2月	全職員	
避難誘導訓練 (不審者対応訓練)	6月	全校生徒・全職員	
総合訓練 (地震・津波避難)	9月, 12月	全校生徒・全職員	・9月の総合避難訓 練は町の防災訓練に 合わせて, 避難訓練 を行う。